

●「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

領収書と共に、個別の診療報酬の算定項目の分かる「診療明細書」を無料で発行します。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない患者様についても無料で発行します。なお、「診療明細書」には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるため、病名が特定できる場合がありますので、その点、御理解いただき、診療明細書の発行を希望されない方は、受付窓口までお知らせください。

●「外来腫瘍化学療法診療料1」について

外来で抗がん剤治療を受ける患者さんが、安心・安全に治療を継続するために、以下の体制を整備しています。

1. 専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時1人以上配置されており、患者さんからの電話等による緊急相談に24時間対応できる連絡体制をとっています。
2. 急変時等の緊急時には入院できる体制が確保されています。
3. 化学療法に携わる医師、看護師、薬剤師など他職種から構成される委員会を開催し、実施される化学療法のレジメン(医療内容)の妥当性の評価、承認をおこなっています。
4. 以下の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当該医療機関に受診できる体制を確保しています。

保険医療機関名称: 広島マーククリニック 所在地: 広島県広島市中区大手町 2-1-4 3F 電話番号: 082-242-6001

●「協力対象施設入所者入院加算・介護保険施設等連携往診加算」について

以下の介護保険施設の協力医療機関として、当該介護保険施設から 24 時間連絡を受ける体制をとっています。

また緊急時には入院できる病床を確保させていただいております。さらに、当該介護保険施設と、入所者の診療情報及び緊急時の対応方針等の共有を図るため、月 1 回以上の頻度でカンファレンスを実施しています。

広島グリーンヒル病院 介護医療院、介護老人福祉施設 陽光の家、松田病院 介護医療院、介護老人保健施設 五日市幸楽苑、特別養護老人ホーム 五日市あかり園、介護老人保健施設 花の丘、介護医療院 ひいろ、介護老人保健施設 まいえ

●当院における医療安全対策の取り組みについて

1. 医療安全管理委員会に関して「インシデント・アクシデントレポート」によって報告された案件を評価・分析し、再発防止の策を図っています。月 1 回定期的に開催しています。
2. 医療安全管理部門に関して医療安全対策を企画・実施して、専任の医療安全管理者を配置しています。
3. 医療安全管理者に関して医療安全管理部門における医療安全管理の実務を行っています。医療安全管理委員会の資料作成及び進行、報告された案件の分析・統計、医療安全にかかわる研修等の企画・実施、院内医療安全ラウンド等を行っています。
4. 医療安全管理のための職員研修に関して医療安全に関する基本的な考え方及び具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために職員研修会を定期的に開催しています。
5. 院内医療安全ラウンドに関して院内の事故を未然に防止するために各部署を巡回し、報告書を作成しています。職員の医療安全に対する意識の向上に役立っています。
6. 患者様からの相談への対応について患者様等からの苦情・相談に応じるために患者相談窓口を設置しています。

●当院における院内感染防止対策の取り組みについて

1. 感染防止対策室に専任の感染管理者を配置しています。
2. 感染防止対策に関する専門的な知識を持った医師、看護師、薬剤師、検査技師を中心とした感染防止対策チームを作り感染対策の実施状況を確認しています。
3. 感染防止対策チームは、院内感染症の発生状況を調査し、現場への指導を行って感染拡大を予防しています。
4. 抗菌薬の適正使用に関する取組を行って、薬剤が効きにくい細菌の発生を予防しています。
5. 感染防止対策チームが企画して、年2回全職員対象の感染防止対策研修会を開催し、自己研鑽に努めています。
6. 感染防止対策に関する最新の知見に基づいた手順書を作成し、全職員が遵守するように心がけています。
7. 地域の医療機関と合同の検討会を開催するなど、地域ぐるみの感染防止対策の向上に貢献しています。

●院内トリアージの取り組みについて

救急外来受診の方に対して緊急度・重症度を判定し、より早期に診察が必要な患者さんから優先して診察を行う仕組みです。

1. 緊急性の高い患者さんを優先的に診察させていただきます。緊急度、重症度によっては診察の順番が前後することがあります。
2. 緊急性がないと判断された患者さんに、待ち時間が長くなる場合があります。待ち時間に具合が悪くなったり症状の変化がございましたら、いつでも職員にお申し出ください。

●後発医薬品使用及び一般名処方体制について

品質・安全性・安定的供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえて、当院の薬剤審議会で承認・採用された後発医薬品(ジェネリック医薬品)を処方の促進を図るとともに、医薬品の供給不足が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切に対応ができる体制を整備しています。また、薬剤成分を基にした一般名処方を行うことにより、特定の医薬品が供給不足の場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなっています。お薬に関することで、ご質問やご不安がございましたら、医師・薬剤師がご相談させていただきますので、お気軽に病院スタッフまでお声掛けください。